

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の同意を求める。

平成26年6月10日

つくば市長 市原 健一

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

つくば市長 市原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第17条第1項中「第24条の37」を「第24条の36」に改める。

第20条本文中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国

民健康保検税について適用し、平成25年度分までの国民健康保健税については、なお従前の例による。